

○上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

平成18年4月1日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上島町における使用済自動車の適性かつ円滑な処理を促進するため使用済自動車海上輸送費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 海上輸送 使用済自動車を島外に搬出するため、定期船又はチャーター船を使用し輸送することをいう。ただし、本事業の海上輸送は片道分をいう。
- (3) 引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。
- (4) 関連事業者 法第2条第17項に規定する引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 町長は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃を負担した者に対して補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費は、使用済自動車の船舶運賃とする。

- 2 補助金の交付額は、前項の対象経費に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、使用済自動車海上輸送費補助金交付申請・請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、

使用済自動車ごとの海上輸送費を証明する書類、引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業者の注意義務等)

第7条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を行わなければならない。

(調査等)

第8条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

上島町長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

使用済自動車海上輸送費補助金交付申請・請求書

使用済自動車海上輸送費補助金の交付を受けたいので、上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請・請求します。

記

車 名		
車 台 番 号		
引渡者 ☐ 最終所有者 ☐ 引取業者 ☐ フロン回収業者 ☐ 解体業者 いずれかにチェックして下さい	住所	
	氏名	
引取者 ☐ 引取業者 ☐ フロン回収業者 ☐ 解体業者 ☐ 破砕業者 いずれかにチェックして下さい	住所	引取日 年 月 日
	氏名	
海上輸送業者	住所	海上輸送日 年 月 日
	氏名	
海上輸送経費	円	
補助申請額	円(海上輸送経費の8割)	

注) 使用済自動車ごとの ①海上輸送経費を証明する書類 ②引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類を添付すること。

《口座振替依頼書》

補助金の交付については、下記の口座に振り込んでください。

銀行・農協名	本支店・本支所	種 別	口 座 番 号
		普通 ・ 当座	
		口 座 名 義 人	
		フリガナ	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

上島町長



使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった使用済自動車海上輸送費補助金については、上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、本書面にて通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
(確定額)
- 2 交付の方法 指定口座に振り込みます。
- 3 交付の条件
使用済自動車の再資源化等に関する法律、上島町使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 6 条関係)